

令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和6年7月1日作成

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。いわゆる「障害者優先調達推進法」）第9条の規定に即して、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、公益財団法人神奈川県公園協会（以下「協会」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、施設等からの調達を推進するための方針を定める。

2 物品等の調達における基本的な考え方

県立都市公園等は障がい者等の活動の場として重要な役割を果たすことから以下の取組みを行う。

- (1) 物品等の調達にあたっては、当協会が定める「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する要綱」に基づき、随意契約により施設等から優先的・積極的な調達を行うことができるものとする。
- (2) 求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際、その他の契約の実施の際には、施設等がその特性により、調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努める。
- (3) 施設等から物品等を調達するときは、これまで調達実績のある物品等だけでなく、実績のない物品等の調達にも努める。
- (4) 従来から施設等に役務等実績のある花壇の植栽管理、草取り、花苗育成などの業務については、受託者たる障がい者等の自立促進や技能向上と発注者の求める成果が最大となるよう双方で相談・連携し、当該業務のさらなる進展を図る。
- (5) 物品等の調達に止まらず、障がい者等の製作物の販売場所として都市公園売店等を無償で提供する等、きめ細やかな対応を行う。

3 調達目標

協会が令和6年度に行う施設等からの物品等の調達における目標額（随意契約）を次のとおり設定する。

目標額 10,500 千円

4 対象施設及び対象物品等

次に掲げる施設等が提供する物品及び別に定める役務とする。

- (1) 障害者雇用企業
- (2) かながわ障害者雇用優良企業
- (3) 在宅就業支援団体
- (4) 障害福祉サービス事業所等
- (5) 特例子会社

5 目標達成に向けた取組み

- (1) 本方針4に記載の施設等や達成可能な物品等に係る情報を積極的に各所属に情報提供する。
- (2) 研修や会議等において、周知を図る。

6 その他

- (1) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ公表する。
- (2) その他必要な事項については、別の定めによる。